

2009年

安全・安定輸送確立と不採用事件解決に向け 全力をあげよう!



組合員の購読料は
組合費に含まれます

荒川区西日暮里2-55-1
国鉄労組東京地方本部
発行責任者 石上浩一
編集責任者 常盤達雄

No.1706 定価
15円

2009年
1月5日

- 第三〇回新春マラソン大会
〇九年一月一七日(土) 一〇時受付 皇居桜田門
- 第二三回囲碁・将棋大会
〇九年一月二四日(土) 一〇時受付 北とびあ
- 第二九回スキー大会
〇九年二月一八日(水)・一九日(木) 湯沢

組合員・家族の皆さん新年あけましておめでとございます。年頭にあたり、地方本部を代表し挨拶申し上げます。

JR東日本との和解が成立し、三年目を迎えるとしていますが、いまだに職場には不公平感が存在すると報告され、未だ包括的和解について、現場末端まで浸透していないものと危惧されます。このような状況を踏まえ「人事・労務・個人情報などの適正な管理を求め、それに係わる立場の管理者の体制の整備を図るべき」とする内容で、やむを得ず、昨年の九月九日、中央労働委員会へ「あっせん申請」を行いました。



組織拡大が最重要課題 執行委員長 石上浩一

JR東日本会社は「グループ経営ビジョン二〇二〇〜挑む」を昨年発表しました。その柱には「鉄道に求められている公益性の発揮」と「安全な毎日を地道に続ける」ことが基本に据えられています。一方で、利益追求の姿勢を強く打ち出しています。

昨年の輸送障害は、中央線国分寺駅付近の変電所火災事故、山手線代々木〜原宿駅間でのレール断裂事故、横須賀線信号機故障、東北新幹線での信号機トラブル等の多発により、お客さまに多大なご迷惑をお掛けしました。国土交通省からJR東日本会社に対し警告書が出され、再発防止と報告が求められました。二度と悲惨な事故を繰り返さないために「安全が最優先される」企業文化の定着が求められています。地方本部は、安全・安定輸送の確保、働く者の労働条件・職場環境、安心して働ける職場の確保に向けて、安全対策委員会を設置し、調査を行い、これらの事実を検証し、安全問題について労使での議論を深めていきたいと考えています。その為、安全・仕事総点検運動を強化し、

仕事の中心に国労がいて、多くの仲間たちに呼びかけ、信頼される人と人の関係作り、相手の気持ちや心をつかむという事に、自信と確信を胸に、粘り強く組織拡大運動を作り上げてきました。この取り組みは、通年の課題として、職場の活力を生み出し、分会活動の活性化をもたらしています。

昨年度は二二名が国労に復帰・加入しました。昨年の大会前日、中野電車区において二名一〇月に中野電車区・大宮電力技術センターで各一名、一二月に池袋車掌区で一名、一二月に大宮車両所で一名の加入があり、入社してすぐの仲間や、退職するときは国労で、という仲間を迎えることができました。

今日まで培ってきた大きな力を弾みに、組織強化・拡大を最重要課題と位置づけ、全ての職

場から組織拡大に向けた取り組みの強化を改めて訴えます。次に、JR不採用事件についてです。昨年七月一四日、東京高裁・南裁判長が鉄建公団訴訟の原告・被告双方に、法廷外ソフト・ランディングの提案がされ、翌日には、冬柴国土交通大臣(当時)は裁判長の提案に応え、「誠心誠意、解決に向かつてやるべきだと思ふ」との発言をされました。

四者・四団体は九月一八日、鉄道・運輸機構に解決交渉の開始を求める申し入れを行いました。同時に、不採用問題の全面解決を求める要請書に、個人三〇万筆、団体署名一万を超える賛同をいただきました。

与党である公明党に、一〇四七人対応委員会が設置されました。何よりもこの問題解決のためにもっとも重要なことは、解雇当事者である政府、鉄道・運輸機構の「紛争を解決する」という決断であります。

世論を風化させないために、国会議員への要請、自治体決議の取り組み強化、闘争団を支える物販の強化等の闘いを全機関で奮闘しなくてはなりません。鉄建公団訴訟の結審が一二月二四日となり、今春にも判決が想定され、最終局面を迎えようとしています。裁判外での話し合いの継続努力も表明されています。

最後に、私たち勤労者・国民を取り巻く今日の経済・社会情勢は深刻です。深く進行する格差社会の中で、仕事や生活に行き詰まりがあるなど、環境は最悪の状態です。

私たちは、平和に安心して暮らせる社会、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現をめざし、今日までの闘いに自信と確信を深め、予想される総選挙、七月の都議会議員選挙必勝に向けて奮闘する年にしたいと考えます。

春風献上
国鉄労働組合東京地方本部

- | | |
|-------------|-------|
| 執行委員長 | 石上 浩一 |
| 執行副委員長 | 山本 久 |
| 書記 | 松川 聡 |
| 財政部長 | 鎌田 博一 |
| 組織部長 | 宮崎 浩則 |
| 調査部長 | 海老原 悟 |
| 教宣部長 | 常盤 達雄 |
| 政治部長 | 中澤 和夫 |
| 法対部長 | 稲荷 靖 |
| 福対部長 | 山田 博樹 |
| 執行委員 | 横倉 一夫 |
| 執行委員 | 石井 富男 |
| 青年部長 | 小菅 隆寛 |
| 青年副部長 | 柴田 互 |
| 婦人部長 | 阿部美津子 |
| 会計監査員 | 佐藤 正一 |
| 書記 | 千代村直孝 |
| 書記 | 広瀬 裕二 |
| 書記 | 新井 清一 |
| 書記 | 小俣 勝美 |
| 書記 | 佐藤 誠 |
| 書記 | 福地 一郎 |
| 書記 | 井口 栄子 |
| 書記 | 小川美智子 |
| (全 労 協) | |
| 【国労会館東京地方部】 | |
| 職員 | 市村 和子 |
| 職員 | 佐藤 洋二 |
| 【国労家族会東京地連】 | |
| 会長 | 青柳 清美 |
| 【鉄道退職者会】 | |
| 会長 | 羽切 信夫 |

〇九年かく闘う!!

各地区本部・支部委員長の決意



自動車支部 執行委員長 磯部 博司

今年こそ採用差別事件の早期解決を実現し、組織の強化・拡大を飛躍的に前進させる年にしなければなりません。

職場では安全・労働条件・権利など問題が山積しています。しかし現状の組織では、国労が、どんなに正しいことを言っても、どんなに切実な要求を訴えても、会社は誠意を持って対応しません。今後さらなるコストダウン攻撃が強まる中で、安全の確保と労働条件の維持は、鋭く対立することになります。労働者の要求を前進させ、働きやすい、明るい職場を作るための力量アップには、国労の組織拡大が最も重要です。



大井工場支部 執行委員長 大井 勉

一括和解後、事故処分や退職後の再雇用など、国労差別が改善されている面がありますが、未だに昇進試験の合格率や、指導運転士への登用など、人事に関しては歴然とした差別が存在しています。国労への理解や信頼感の高まりを一步前進させ、加入しても一切の不利益を許さない取り組みを強化し、拡大に向けて奮闘する決意です。

私たち国労大井工場支部は、昨年の新しい局面をかえりあたりに、紛争解決の環境づくりと世論作りのために全力を上げてきました。昨年一〇月には連続して、一日・南部大集会、一二日・品川国鉄まつり、二四日・中央集会を取り組み、それぞれ成

功させることができました。

今年も、継続している「一の日」「一六の日」駅頭宣伝を中心に、共闘の仲間とともに年頭から取り組みを強化して、不採用問題の早期解決に向け奮闘する決意です。JRの輸送障害は相変わらず解消されていません。又、東京総合車両センター内でも、指先の切断や感電事故などの重大事故が発生しています。「非常事態宣言」を発する事態となっていますが、あらためて労働組合としてのチェック機能の発揮、提起されている安全・仕事総点検運動を再強化して、職場から具体的改善を求めることを申し上げて年頭の決意とさせていただきます。



中央支部 執行委員長 波能 秀幸

組合員の皆さん、新年明けましておめでとうございます。

本年は、昨年七月一四日の南裁判長の「裁判外での話し合い」提案により、解決のテーブルづくり実現に向けまさに正念場を迎える年といえます。「一〇・二四中央大会」の成功を踏まえ大衆闘争をいっそう盛り上げ、なんとしてもこの機に解雇撤回闘争の解決に向け全力を挙げなければなりません。

私たちは、これまで取り組んできた闘いの成果と到達点に依拠し、当面する職場の闘いはもちろん平和と民主主義を守る闘い、憲法改悪阻止、国民的諸要求実現、そして来たる解散総選挙闘争勝利などの政治闘争の闘いと結合し、幅広い共同行動を進めていかなければなりません。中央支部は、様々な闘いに総団結・総決起し本年も闘いぬく決意です。よろしくお願いたします。



上野支部 執行委員長 玉之内 明徳

組織の総力をあげて組織拡大をめざそう!

合理化が進み、職場は問題が山積みです。誰もが大変な思いで働いています。仕事・安全総点検から出された問題で支社交渉が開催されました。分会・支部・地本が一体となって問題を共有すること、職場集会・ニュース・掲示と基本的な活動を日常的に、当たり前のこととして展開すること、職場では組合所属に関係なく抱えた問題を顕在化させること、こうした取り組みから組織拡大、強化を勝ち取る。

また、学習活動を強化しよう!

新自由主義、市場経済、構造改革、規制緩和の結果は、貧困とワーキング・プアを生み出しました。企業収益の増大をめざす経営者は法の網をかいくぐり儲けを増やそうとします。どんな社会でも、富を生産する人間は労働する人間の他にいません。資本主義社会は、窮乏・抑圧・搾取の度を増大させます。同時に、訓練され組織された労働者階級の反抗も増大します。

労働組合、労働者の任務・役割について学習を深めよう。



新橋支部 執行委員長 山田 章

新年おめでとうございます。旧年と変わらず本年もどうぞ宜しくお願い致します。

昨年、東日本・貨物会社は「長期計画」を発表しました。私たちが「つくる職場」に労働運動を、拡げよう闘いを職場に、地域に「大きな目標にして、今年組織拡大に向けて「点から線」へと「ギアチェンジ」をしたいと思えます。

当面する課題である不採用事件の早期解決、職場活動の活性化と労働条件改善、「公正・公平な労務人事管理」の獲得、エル

ダーと契約社員への待遇改善に向けて、改めて、会社・職場・地域、そして一人一人の組合員と正面から向かい合うことを軸に据えて諸課題への取り組みを進めたいと思えます。

二〇〇九年春闘は金融危機下の不況と総選挙含みの中で闘われます。一〇月の支部大会では支部の春闘総行動に全組合員の総決起・総行動を確認しあい、年末から準備を進めてまいります。

新年が皆様にとって良き年となる事を願って、ご挨拶とさせていただきます。



大宮地区本部 執行委員長 飯田 誠

国労は、労働組合であり、大衆組織であり、構成している組合員にとって有益な組織でなければなりません。今までの扱われ方に対しての反抗意識が頭から離れないというのも事実としてあります。

しかし、私たちは、変化している情勢や会社の対応に遅れることなく、健全な会社の発展と信頼される鉄道を築き上げる決意であります。

そうする為にも国労が職場の中心軸でなければなりません。そうした意味から昨年一〇月と一二月に二人の仲間を組織拡大の活動の成果であると受け止めています。多くの仲間を組織拡大すること、組合員の利益を追求していく決意で闘い続けたいと思えます。

また、JR不採用事件についても一日も早い解決に向けて奮闘します。



八王子地区本部 執行委員長 小山 富夫

新年明けましておめでとうございます。「分割民営化」を前後して、今日まで会社の国労差別攻撃の中で「国労であること」自体が闘いでした。闘い方も内部に目が向

き、国労組合員だけの問題意識に集中する傾向が強かったことは否定できません。しかしそのことに囚われてしまうことは、会社の「思う壺」です。「和解」の今、全組合員の立場の闘いを作り上げるといふ本来の国労運動の基本に立ち返ることが出来るのかにかかっています。

大量退職時代が目の前に迫っています。会社の目線・視野に立って組織と運動を広げていかなければなりません。

私たちが少数でも常に全社員の利益を代表し、労働条件改善に取り組み、その結果について責任を持ち、安全確実に不安無く仕事が出来よう、現場・人事・賃金や労働時間、労働密度のあり方を会社に対して要求していく組織を作り上げていこう。

衆議院選挙が予定されています。政治的解決をしなければならぬ国民的・組織的課題解決のため、政治を変えるために立ち上がろう。



神奈川地区本部 執行委員長 中沢 啓造

福田首相の後を継いだ麻生首相は、権力にすがりつき、いまだに解散せず居直っています。しかし任期満了は本年9月であり、かならず年内総選挙はあります。この選挙は、採用差別事件の政治解決に向けた絶好の機会であり、与野党逆転を目指して全力で闘おう。総選挙の勝利により東京高裁南裁判長・冬柴国土交通大臣(当時)発言が生き、採用差別事件の早期解決、解決水準の押し上げになります。この事を最重点に「選挙に必ず行こう」。一人でも多くの仲間呼びかけ、年内に政治解決を勝ち取ろう。JR東日本会社との一括和解、JR貨物会社との和解以降、組織拡大が確実に前進しています。昔の仲間が戻ってきています。新規採用者も若年者も加入してきています。役員任せでなく一人ひとりが自信を持ち、職場から話し込もう。「安全のこと、仕事のこと、差別はないこと」を、すべての組合員が一丸となってやり遂げよう組織拡大を!

JR不採用事件の解決に向けて

国労東京闘争団 副団長 松本繁崇

昨年、一〇二四中央大会をはじめとするJR不採用問題の早期解決に向けた闘いにご協力いただき心よりお礼申し上げます。

昨年はJR不採用問題が大きく前進した年となりました。政治的には、国会の全野党が採用差別問題の解決に向けて尽力いただけることを約束していただき、与党である公明党にも対応委員会ができました。また、昨年七月十四日の鉄建公団訴訟控訴審で訴訟外での解決の提案がされ、翌一五日には当時の冬柴国土交通大臣が「裁判所の提案をお受けすべき」「誠心誠意解決に向けて努力する」との発言をして、鉄道・運輸機構に交渉に応じるように促しました。その後、被告（鉄道・運輸機構）側は提案には応じるとしながらもいくつかの条件を提示し、頑なな態度に終始しているため、着状態となっています。政治解決も福田首相が政権を投げ出し総選挙モードとなつて

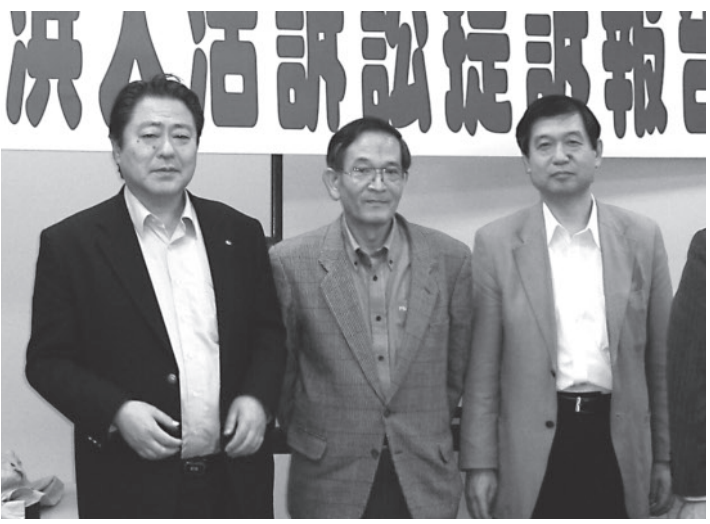
いるため、早期解決に動くという状況にはなっていない。こうした中、鉄建公団訴訟の控訴審では、政治解決への動きができれば原告・被告双方に協力を願うことを前提に一二月結審、年度内判決という状況を迎えています。

東京闘争団としての闘い

東京闘争団では、採用差別国労訴訟に五人、採用差別横浜人活訴訟に三人、鉄建公団訴訟に二人が原告として裁判を闘っています。国労訴訟は、一二月に五四二名全員陳述書を提出し、三月に証人尋問に入れる予定です。

るように裁判を進めています。横浜人活訴訟では、すでに同じ事件で懲戒免職になった五名の人たちがでっち上げの暴力事件であったことを明らかにして、鉄道・運輸機構に復帰するとともにすべての損害を回復しています。でっち上げであることが明らかになっても私たちに對しては損害を回復しないばかりか、裁判の中では停職処分理由を「助役に暴力を振るつた」から「職場暴行行為があった」と勝手に拡張・変更したり、処分を受けた当時の状況についても事実と違うことを主張しています。このような不当な態度は絶対に許せません。不採用事件の早期解決や水準を上げるために早期の勝利判決獲得に向けて全力を挙げているところです。

私たちは、各訴訟における裁判対策、とりわけ鉄建公団訴訟の控訴審での勝利判決獲得に向けた運動、そして何よりも一日も早い解決の実現に向けて全力を挙げ、今年を解決の年にしたいと考えています。早期解決に向けて皆様のご支援・ご協力を宜しくお願いします。



採用差別横浜人活訴訟の原告三氏

中央支部大会

中央支部第二二回定期大会が、一〇月一八日、JR新宿ビルで開催された。

冒頭、大谷委員長は「不採用事件が解決局面に入ったと言われているが詰めが重要だ。闘いによって必ず勝つ」と挨拶した。

討論は一名から発言を受け「試験の差別がまだある。自動昇格など上部へ要請を」「六五才までの定年延長や再雇用制度での実態交流を」「勤務上で問題が多々ある」「再雇用で、あなたの働く所はないと言われた」「技術断層問題」「退職者増に伴う組織拡大の重要性」「P会社の劣悪な労働条件の解消を」「JRC監督委託は労働者派遣法に抵触



国労中央支部第22回定期大会

和解除も変化しない。是非オルグを」などの活発な意見が出された。

波能書記長からの答弁と集約を受け、新委員長に波能秀幸氏、副委員長に関口正章氏、書記長に滝口良二氏を選出し、大会を終了した。

大井工場支部大会

大井工場支部第八九回定期議員大会が一月一五日東京総合車両センターで開催された。

議長に大房代議員、宮下代議員を選出。大平委員長の挨拶、来賓挨拶があり、上部機関の東京地本・山本副委員長の挨拶の後、若干の質問時間を設けた。その後、経過報告、決算報告がおこなわれた。

午後から質疑に入り、経過に対して「新採対策以降、組対ニュースなど具体的な動きがない」と指摘があった。続いて運動方針の討論に入り六名から「出向先では人が少なく一日に何カ所も職場を回さね教育もままならない。安全は掛け声だけで実作業に反映しておらず、国労として運動を作りたい」「昇進試験は和解内容が守られているとは思えない。合格した人にアンケートを取っては」「公共交



第89回定期代議員会

通を守るために、外注化施策に歯止めをかける運動が必要」「職場の問題を取り上げて行くことが組織拡大につながる。国労の考え方をアピールするチラシなどの取り組みをされたい」「JR採用差別の早期解決に向け支部の取り組みを強化されたい」など方針案を補強する意見が出された。

最後に各部からの答弁と、佐藤書記長から①JR不採用事件の早期解決、②労働条件改善・安全な車両提供、③組織強化拡大、④九春闘、⑤平和と民主主義を守る闘いなどについて集約答弁がされた。

各代議員は討論された内容を分會に持ち帰り、次に進む運動を国労組合員全員で取り組むことを確認し、大平委員長の団結ガンバローで閉会した。

「がん」の生涯保障《アフラックのがん保険 F(フォルテ)》

保険期間：終身・契約年齢：0歳～80歳
バリュープランS 2倍

初めて診断確定されたとき	がんの場合 一時金40万円	上皮内新生物の場合 一時金4万円
診断給付金		
がん診断確定されたあと生存しているとき ライフサポート年金(上皮内新生物は対象外)	がん診断後、2年目から5年目まで 年間20万円×4年間 *生存している場合	
入院したとき	入院給付金 1日につき 10,000円	
手術したとき	手術給付金 1回につき 20万円	
5日以上の継続入院後通院したとき	通院給付金 1日につき 10,000円	
特定のがん治療で通院したとき 特定治療通院給付金(上皮内新生物は対象外)	1日につき 10,000円	
技術料1回につき(1年間に5回まで、通算支払限度額700万円まで)	下記①～④以外の先進医療 実費/上限50万円	
先進医療を受けたとき がん先進医療給付金	特定先進医療 ①固形がんに対する重粒子線治療 実費/上限320万円	②悪性腫瘍に対する粒子線治療(*1) 実費/上限290万円
	③脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術 実費/上限210万円	④HLA抗原不一致血縁ドナーからのCD34陽性造血幹細胞移植(*3) 実費/上限130万円
先進医療を受けたとき がん先進医療一時金	1回につき 15万円(1年間に1回まで)	
がんが死亡したとき	死亡保険金 10万円	

(*)1) 固形がんに係るものに限る。(*)2) 原発性脊椎腫瘍または転移性脊椎腫瘍に係るものに限る。(*)3) HLA適合ドナーがないために造血幹細胞移植が受けられない小児のがんに係るものに限る。先進医療の給付金・一時金の給付には、限度があります。その他、アフラックの基準により限度額を定めています。

プレミアサポート※ 訪問面談サポートと専門医紹介(このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)

※ トータルケアプランS、バリュープランS2倍以上のプランにご契約の場合にご利用いただけます。 AF104-2008-0106 4月18日

◆月払保険料(団体取扱)保険料払込期間:終身

がん保険フォルテ:バリュープランS 2倍 入院日額1万円	35歳	45歳	55歳	65歳
	3,038円	4,222円	5,810円	7,952円

(2008年4月1日現在)

*ご健康状態などによっては、お申し込みをお引受けできない場合があります。
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

〈引受保険会社〉
Aflac 系列法人第五支社
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き
コールセンター 0120-5555-95

〈募集代理店〉
アベニール 株式会社
電話 03-3437-6810 ファックス 03-3437-6822
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F

〈取りまとめ先〉
(財)国鉄労働会館東京地方部
JR電話 054-2548 ファックス 03-3806-9275
電話 03-3806-9264
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里2-55-1

人事・労務管理と個人情報について 中労委あつせん事件の意義

弁護士 福田 護

一 あつせん申請と二 あつせん申請に その内容 いたる経過

国労東日本本部は、二〇〇八年九月九日、JR東日本会社を相手方として、中央労働委員会にあつせんの申請をしました。

求めた「あつせん事項」は、「会社は、各現業機関の管理者等で組合員資格のあるものについて、人事・労務管理業務への関わり方を見直す等により、各現業機関における公平・公正な人事・労務管理を適切に行うこと及び労働者の個人情報についての適切な管理を行うこと」です。

二 あつせん申請に いたる経過

東日本本部は、この間、中労委における不当労働行為事件の全体和解の成立を受けて、和解の中心の問題であった、昇進を含む公平・公正な人事・労務管理の現場までへの徹底ということを追及し、検証してきました。しかし、分会アンケートなどによると、現場管理者の言動は和解成立以前とくらべてあまり変わっていないという職場が多く、具体的な差別的事例の発生を含めて、和解の趣旨が現場管理者まで必ずしも徹底していないという実態があります。

そこでぶつかった壁は、人事管理台帳や自己申告書など、社員・組合員個々人の勤務成績評価やその内容、家族状況や健康状態まで含む個人情報、大勢の現場長・助役たちによって掌握され、管理職等社員（いわゆる指定職）以外のこれら管理者が特定の組合員に所属して、国労と対立する関係にあるという実態とその危険性でした。

三 個人情報保護の問題

勤務評価の内容や本人・家族の生活状況・健康状態等は、かなり高度なプライバシーであり、いわゆるセンシティブな情報です。

二〇〇三年に施行された個人情報保護法は、会社などの個人情報取扱事業者に対して、個人情報の保護と適正な取扱いのための管理体制の整備、目的外利用や第三者提供の制限などを定めました。そのため厚労省は「労働者の個人情報保護に関する行動指針」を定めており、たとえば、個人情報処理は具体的な業務に

応じて権限を与えられた者のみが、業務遂行に必要な限りで行うこと、個人情報の保管は労働者にわかりやすく、かつ差別をもたらしことがない方法により行うことなどとされています。また、健康に関する情報はとくに厳格な管理が求められています（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）。

JR東日本会社の個人情報管理が、これらに適合しているかどうか、きちんとチェックする必要があります。

四 団体交渉とその対立

東日本本部は、これらの問題状況をふまえて、会社に対して団体交渉の申し入れをし、「職場における一人ひとりの社員の人事考課及び運用を公平・公正に行うシステム、体制を確

立し、社員から疑念や不公平感を抱かれないようにすること」を求めました。そして会社との団体交渉は二〇〇八年五月二日、八月八日と開催されましたが、結局会社の対応は、「現行の社員管理で公平・公正に行っている」「意見が一致しない」「会社にまかせてほしい」「具体的検討に入る考えはない」というものに終始し、それ以上の進展が望めない状態、対立・平行線におちいることになったのです。本件のあつせん申請は、これを受けてなされたものです。

あつせん制度とは

労働関係調整法という法律があり、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防・解決するため、労働委員会によるあつせん、調停、仲裁の制度を設けている。労働委員会には、不当労働行為事件の判定機能と、労働争議の調整機能があり、その調整機能がこのあつせん等の制度である。なお、労働争議とは、労使の主張が一致せず、ストライキなどの争議行為が発生し、又は発生するおそれがある状態をいう。

あつせんも調停も、労働委員会が労使合意に達するための調整をするものであるが、あつせん制度の方は、より労使の自主性を尊重し、調停制度の方は調停案作成を中心に、より労働委員会の主導性がつよ

五 具体的事例とシステムとしての問題状況

あつせん手続のなかで東日本本部は、具体的な問題事例として、①人事に関する助役会議の運用として、特定労組の分会役員の変動に配慮することなどが明言されている例、②新規採用者に一部労組役員が接触するため、管理者が、勤務上の便宜や食事への勧誘の便宜を図ったりしている例、③スポーツやレクリエーション行事を支社とJR東労組が共同で後援している例、④JR東労組のかんり

い。仲裁制度は、労使双方が、紛争の解決方法・内容を労働委員会に決めてもらおうというもので、仲裁委員会の仲裁決定は労働協約と同じ効力をもつことになる。

六 あつせん手続きへの対応

このように、東日本本部は、今回のあつせん手続をとおして、中労委における和解内容の具体化の過程で突き当たった、システムとしての人事・労務・個人情報の管理体制の是正・改善を求めているのですが、それはとりもなおさず、和解の趣旨の実現をめざすものにはかなりません。

中労委は、このあつせん申請に対して公益委員二名、労使委員各一名、合計四名のあつせん員を指名しました。会社も、あつせん申請後、その手続に応ずるとの態度を表明しましたが、二〇〇八年一月現在、中労委の個別の事情聴取が行われている状況で、具体的進展はまだこれからです。

二〇〇年をかけた不当労働行為との闘いの結晶としての中労委和解、その成果を具体化し、差別のない正常な労使関係を確立して、国労組織の発展をめざすために、このあつせん手続が有意義なものになることを期待しています。



昨年12月17日採用差別高裁判報告集と福田弁護士